

大規模災害発生時における 人的支援の対応に係る連絡・報告方法（受援）

宮城県内で大規模災害が発生

報告が必要な大規模災害の定義

- ・各市町村の区域内で震度5弱以上の地震が観測されたとき
- ・各市町村の区域内で大雨・洪水等の警報が発表され、被害の発生が予想されるとき若しくは発生したとき又は特別警報が発表されたとき

①職員派遣要請の検討（必要な場合はまず電話連絡を！）

支援が必要な場合は躊躇無く要請を！

②職員被災状況等の報告

- (1) 職員安否確認状況 報告様式 2 - 1
 →被災した職員がいるかどうかを報告
 →派遣職員が被災している場合は派遣元への報告状況も併せて報告
- (2) 人的支援要請の有無 報告様式 4
 →①で電話連絡を行った団体は具体的な業務内容や必要人数を報告
(1), (2) ともに該当がない場合でもその旨を必ず報告すること！

人的支援に係る緊急連絡先

T E L : 022-211-2334 宮城県総務部市町村課行政第二班
 E-mail : jinkan@pref.miyagi.lg.jp

（参考）大規模災害発生時における人的支援の対応について（受援・応援）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/saigai-sichouson-taiou.html>